

第2段階の交付申請に必要なもの一覧

* 申請書等に消えるペンでの記入はご遠慮ください。

	書類名等	備考	チェック欄
①	不妊に悩む方への豊田市特定治療補助金交付申請書兼実績報告書(以下、様式第3号とする)	・申請者名は補助金の振込先口座名義人のお名前を記入してください。 ・1回の治療ごとに様式第3号が1枚必要です。複数回分の治療をまとめて申請することはできません。	
②	不妊に悩む方への豊田市特定治療支援事業受診等証明書(以下、様式第4号とする)	1回の申請ごとに記入してもらってください。(治療の一環として、院外処方にて投薬等が発生する場合には、様式第4号にその旨及び利用した薬局名・投薬費用を主治医に記入してもらってください。) (例)「○○薬局での投薬料も特定不妊治療の一環として認める。 ¥△△△円」	
③	豊田市不妊検査・治療費補助金交付請求書(以下、様式第9号とする)	・様式第3号に押した印鑑と同じ印鑑を使ってください。 ・1回の治療ごとに様式第9号が1枚必要です。	
④	医療機関・薬局発行の領収書(原本)	・原本は申請時にコピーをとり窓口にて返却します。 ・領収書を紛失した場合には、医療機関に領収証明書等を交付してもらい、領収書の代わりとします。	
⑤	【夫及び妻の両方又はいずれかが日本人の場合】 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書) 【夫及び妻の両方が外国人の場合】 婚姻届受理証明書	●夫及び妻の両方又はいずれかが日本人の場合は戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)が必要です。…戸籍謄本は本籍地で取得してください。 ●夫及び妻の両方が外国人の場合は婚姻届受理証明書が必要です。…婚姻届受理証明書は婚姻の届出をした市町村で取得してください。 ・申請日から6か月以内に発行されたものに限り、 ・ただし、同日に第2段階を複数回又は第1段階を申請する場合や、以前の申請時(2019年度版に限る)に提出したものが、今回の申請日から6か月以内に発行されたもの場合は省略できます。	
⑥	印鑑(認印可)	様式第3号に押した印鑑と同じ印鑑が訂正用に必要です。	
⑦	振込先口座の預金通帳	様式第3号の申請者の預金通帳	

以下は2019年1月1日(2019年4月・5月に申請する場合は2018年1月1日)に豊田に住所のない方のみ必要です。

⑧	夫及び妻の所得課税証明書(控除の記載があるもの) ●申請日が2019年4月・5月: ⇒平成29年(2017年)分の所得を証明するもの【平成30年(2018年)度所得課税証明書】 ●申請日が2019年6月以降: ⇒平成30年(2018年)分の所得を証明するもの(2019年度所得課税証明書)	・ <u>所得がない方も必要です。</u> ・2019年1月1日(2019年4月・5月に申請する場合は2018年1月1日)に住所のあった市町村で取得してください。 ・ <u>海外赴任等で所得課税証明書が取れない場合は、戸籍の附票をご提出ください。(附票で確認できない場合は、海外にいたことを証明する書類が必要ですので、子ども家庭課にお問い合わせください。)</u> ・申請日から6か月以内に発行されたものに限り、 ・ただし、同日に第2段階を複数回又は第1段階を申請する場合や、以前の申請時(2019年度版に限る)に提出したものが、今回の申請日から6か月以内に発行されたもの場合は省略できます。	
---	--	--	--

チェック欄を使って、申請に必要なものがすべてそろっていることを確認してから、**2020年3月31日(火)**までに子ども家庭課の窓口申請にお越しください。
ただし、治療終了日が2020年2月・3月の場合は、**2020年5月29日(金)**までに子ども家庭課の窓口申請にお越しください。